

【別紙1】

水質基準値及び基本検査頻度等一覧表

(平成27年3月2日厚生労働省令第29号)

番号	省令	項目	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否
1	1	一般細菌	100個/mL	1回/月	不可	不可
2	2	大腸菌	検出されないこと			
3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L			
4	21	塩素酸	0.6mg/L			
5	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			
6	23	クロロホルム	0.06mg/L			
7	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			
8	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L			
9	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			
10	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			
11	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L			
12	30	ブromoホルム	0.09mg/L			
13	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			
14	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	1回/3ヶ月		
15	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L			
16	14	四塩化炭素	0.002mg/L			
17	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L			
18	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L			
19	17	ジクロロメタン	0.02mg/L			
20	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L			
21	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L			
22	20	ベンゼン	0.01mg/L			
23	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L			
24	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L			
25	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L			
26	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L			
27	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L			
28	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L			
29	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L			
30	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L			
31	39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/L			
32	40	蒸発残留物	500mg/L			
33	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L			
34	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L			
35	45	フェノール類	0.005mg/L			
36	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L			
37	8	六価クロム化合物	0.05mg/L			
38	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L			
39	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L			
40	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L			
41	35	銅及びその化合物	1.0mg/L			
42	26	臭素酸	0.01mg/L	不可	※なお、26については、浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可	
43	42	ジェオスミン	0.00001mg/L	1回/月(藻類の発生が少ないことが明らかな期間を除く)	不可	停滞水を水源とする場合は藻類の発生状況も勘案し、検査する必要がないことが明らかな場合、省略可
44	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L			
45	38	塩化物イオン	200mg/L	1回/月	連続的に計測及び記録している場合、省略可	不可
46	46	有機物	3mg/L			
47	47	pH	5.8~8.6			
48	48	味	異常でないこと			
49	49	臭気	異常でないこと			
50	50	色度	5度			
51	51	濁度	2度			